様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）りーんすたっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Ｌｅａｎ　Ｓｔａｃｋ  （ふりがな）ふきあげ　よしき  （法人の場合）代表者の氏名 吹上　由樹  住所　〒540-0025  大阪府 大阪市中央区 徳井町２丁目２－１３－３Ｆ  法人番号　9120001257981  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社webサイト  　https://www.leanstack-buzz.com/dx\_promotion  　1. DX推進の背景と基本認識  2. 経営ビジョンとビジネスモデル | | 記載内容抜粋 | ①　1. DX推進の背景と基本認識  【「2025年の崖」を超え、AI時代の新たな産業構造へ】  少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地政学リスクの高まり、そして急激なテクノロジーの進化。日本企業を取り巻く環境は、かつてないスピードで変化しています。特に、経済産業省が警鐘を鳴らす「2025年の崖」問題に加え、生成AI（Generative AI）の爆発的な普及は、これまでのビジネスのあり方を根底から覆そうとしています。  このような環境下において、DX（デジタルトランスフォーメーション）は、もはや「業務効率化のための手段」ではなく、「企業の生存と成長のための必須条件」となりました。単にアナログな作業をデジタルに置き換えるだけの「デジタイゼーション」では不十分です。データとAIを経営の中枢に据え、ビジネスモデルそのものを変革することが求められています。  株式会社Lean Stack（以下、当社）は、代表自身の経済産業省でのDX推進プロジェクト経験を原点とし、「テクノロジーで全ての企業の可能性を引き出す」ことを使命としています。私たちは、DXを企業文化と経営体質の抜本的な変革であると定義し、自らがそのトップランナーとして実践し続けるとともに、その知見を社会へ還元してまいります。  2. 経営ビジョンとビジネスモデル  【ビジョン：AXが導く「アナログ価値」の最大化】  当社の掲げる「AX（AI Transformation）」とは、AIが人間の仕事を奪うことではありません。AIが担うべき論理的・定型的な業務を極限まで自動化することで、人間にしかできない創造性、共感、意思決定といった「アナログ価値」を最大化することを意味します。  私たちは、「ビジネスとテクノロジーの良質な架け橋」となり、顧客企業が迷わず、安心して次の成長ステージへ踏み出せるよう支援します。  【ビジネスモデル：実践知の還元】  当社の事業は、単なる「コンサルティング」や「受託開発」ではありません。  まず、当社自身が実験場となり、最新のAI技術やSaaSを徹底的に活用し、失敗と成功を繰り返します（Dogfooding）。そこで得られた「生きた知見（実践知）」だけを、顧客企業の課題に合わせてカスタマイズし、提供します。  理論上の正解ではなく、実戦で磨かれたノウハウを提供することこそが、Lean Stackの提供価値です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年12月1日、取締役会より決裁権限を委譲された「経営会議」において審議・承認の上、代表取締役である吹上由樹により、経営ビジョンおよびDX戦略を定めた文書「株式会社Lean Stack DX推進に関する取り組み」が制定され、全社的な方針として正式に決定されました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社webサイト  　https://www.leanstack-buzz.com/dx\_promotion  　3. 具体的なDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　① データとデジタル技術の活用による「圧倒的な生産性」の実現（守りのDX）  バックオフィスのハイパーオートメーション化:  経理、法務、労務などの管理業務において、API連携とAIによる自動処理を徹底します。人間が介在するプロセスを限りなくゼロに近づけ、創業間もない組織でありながら、大企業並みのガバナンスと、ベンチャー特有のスピードを両立させます。  データドリブンな意思決定:  勘や経験に頼る経営から脱却し、CRM（顧客管理システム）やSFA（営業支援システム）に蓄積されたデータをリアルタイムで可視化します。経営判断の速度と精度を高め、市場の変化に即応できる体制を構築します。  ② 新たな価値の創出と顧客体験の変革（攻めのDX）  「今、本当に必要なシステム」のアジャイル開発:  画一的なパッケージシステムの押し付けではなく、顧客の業務フローを深く理解した上で、必要な機能だけを削ぎ落として開発する「リーンなシステム開発」を提供します。開発プロセスそのものにもAIを活用し、従来の数分の一の工数・期間での納品を実現します。  AI導入支援による顧客の本質的課題解決:  単なるツールの導入支援にとどまらず、「AIを使ってどの業務を無くすか」「どのデータを資産化するか」という経営レベルのコンサルティングを行います。顧客企業が自走できる状態（内製化）を最終ゴールとし、伴走型の支援を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年12月1日、取締役会より決裁権限を委譲された「経営会議」において審議・承認の上、代表取締役である吹上由樹により、経営ビジョンおよびDX戦略を定めた文書「株式会社Lean Stack DX推進に関する取り組み」が制定され、全社的な方針として正式に決定されました。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　「3. 具体的なDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　③ 強力なDX推進体制の構築と人材育成  ・代表直轄の推進体制:  経済産業省でのDX推進プロジェクト経験を持つ代表取締役が自らDX推進の最高責任者（リーダー）を務めます。特定のIT部門に任せるのではなく、経営会議直下の重要プロジェクトとして位置づけ、全社一丸となって推進する体制を構築しています。  ・全社員AIネイティブ化:  エンジニア職のみならず、全ての職種において生成AIの活用を必須スキルとします。定期的な社内ハッカソンや勉強会を通じて、最新技術を業務に応用する「探索的活動」を奨励します。また、DX推進を加速させるため、デジタルスキルを保有する人材を積極的に採用するとともに、資格取得手当や柔軟な働き方の提供により、人材の定着（リテンション）を図ります。  ・リスキリングの社会実装:  自社の研修事業を通じて、日本社会全体のデジタルリテラシー向上に寄与します。特に、非IT企業の中小企業経営者や従業員に対し、実務直結型のAI研修を提供し、日本の労働生産性向上に貢献します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　4. DX推進のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略を遂行するための基盤として、以下のIT環境およびセキュリティ体制を整備します。  クラウド・バイ・デフォルト:  原則として物理サーバーを保有せず、全てのシステムを信頼性の高いクラウド環境（AWS, Google Cloud等）上に構築します。これにより、災害時の事業継続性（BCP）を確保するとともに、柔軟なスケーラビリティを実現します。  ロケーションフリーな執務環境:  全社員に高スペックなノートPCおよびモバイル端末を貸与し、5G/Wi-Fi環境下であれば世界中どこでもオフィスと同様のパフォーマンスを発揮できる環境を整えます。  セキュリティ対策の徹底:  IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が推進する「SECURITY ACTION」の二つ星を宣言し、情報セキュリティ基本方針に基づいた厳格な運用を行います。エンドポイントセキュリティの強化、多要素認証の導入、定期的な脆弱性診断を実施し、顧客の重要データを守り抜きます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社webサイト  　https://www.leanstack-buzz.com/dx\_promotion  　「6. 戦略の達成状況に関する指標（KPI）」 | | 記載内容抜粋 | ①　2027年度末（2028年3月期）に向け、以下のKPIを設定しPDCAサイクルを回しています。  ・生産性向上： 社内定型業務の自動化率 80%以上、従業員一人当たり付加価値額 業界平均の2倍  ・顧客価値： AI導入・システム開発提供社数 累計300社、クライアント企業のDX内製化成功率 100%  ・人材・環境： 全従業員のAI活用スキル習得率 100%、クラウドサービス稼働率 99.9% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月 1日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組み  　自社webサイト  　https://www.leanstack-buzz.com/dx\_promotion  　「8. 経営者からのメッセージ」 | | 発信内容 | ①　DXは一過性のブームではなく、企業が未来永劫存続するための「OS（基本ソフト）のアップデート」です。元経済産業省職員として日本の産業課題に向き合ってきた経験から、私は「テクノロジーの民主化」こそが中小企業の活路であると確信しています。Lean Stackは、私たち自身が変化を恐れず挑戦し続けることで、お客様と共に成長し、新しい時代の「あたりまえ」を創り上げていくことをお約束します。  株式会社Lean Stack 代表取締役 吹上 由樹 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 実務執行総括責任者である代表取締役 吹上由樹が主導し、社内で利用している業務システム（SaaS）およびIT機器の利用状況について棚卸しを実施した。 その結果、事業拡大に伴い取り扱うデータ量が増加しており、情報セキュリティ体制の強化が喫緊の課題であると認識した。これに対応するため、全社的なクラウド環境の整備方針を確認するとともに、IPAが推進する「SECURITY ACTION（二つ星）」を宣言し、情報セキュリティ基本方針に基づいた管理体制を構築することを決定した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。